

## 「各国における1年間の倒産再建法についての立法及び実務の動き」

上田裕康<sup>1</sup>

## 【1. 自己紹介】

上田裕康です。1981年から40年近く弁護士をしており、沢山の会社更生案件、民事再生案件を経験してきました。最近では、国際的な事業再生案件、私的整理案件、危機管理案件なども主要な業務として取り扱っています。日本の東アジア倒産再建協会の副支部長を務めています。

日本における、本年、および近年の状況について、ご報告します。

## 【2. 日本における経済の現状と課題】

我が国経済は、企業の人手不足感の高さを背景に、女性や高齢者を中心に雇用は大きく増加し、賃金も非製造業や中小企業の伸びが高まるなど雇用・所得環境の改善が続き、企業収益も高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、内需を中心に緩やかな回復が続いております。もっとも、中国経済の減速や世界的な情報関連財需要の一服等の影響を受け、2018年後半以降輸出が低下し、製造業を中心に機械投資など設備投資の一部に影響を及ぼすようになるなど、企業の生産活動の一部に弱さが続いており、通商問題や中国経済をはじめとした海外経済の動きによる不確実性が存在します。

---

<sup>1</sup>上田裕康: 弁護士/アンダーソン・毛利・友常法律事務所。

### 【3. 直近の企業倒産件数の紹介】

このような経済状況を背景として、日本の企業倒産件数は、低調のまま推移しています。

ある調査によれば、2019 年の上半期（1-6 月）において、負債額 1,000 万円以上の企業倒産件数は 3,991 件であり、その負債総額は 7,623 億 6,000 万円でした。この件数は、1990 年以来、29 年ぶりの低水準であり、負債総額は上半期では 2017 年以来、2 年ぶりに増加したものの、これは負債 1000 億円以上が 1 件（MT 映像ディスプレイ）発生したことによるもので、負債 10 億円以上は 88 件にとどまり、上半期では過去 30 年間で初めて 90 件を下回りました。2019 年において、上場企業の法的倒産手続は、1 月 17 日に民事再生法の適用を申請した株式会社シベールの 1 件のみです。前年の 2018 年における上場企業の法的倒産手続は、日本海洋掘削株式会社の会社更生事件の 1 件にとどまりました。

産業別倒産件数は、サービス業他が 1247 件（同 1.2%増）と最多で、全体の 3 割を占めました。以下、建設業が 694 件（同 3.6%減）、小売業が 557 件（同 3.2%減）、卸売業が 540 件（同 13.8%減）、製造業が 480 件（同 8.3%減）と続きます。10 産業のうち、サービス業他、情報通信業、運輸業の 3 産業で前年同期を上回り、7 産業で減少しました。サービス業他は 4 年連続で増加し、ドライバー不足が深刻化する運輸業は 135 件（同 20.5%増）で 6 年ぶりの増加をいたしました。一方、建設業は 694 件で、リーマンショック時の 2009 年（2100 件）以降、11 年連続で減少し 3 分の 1 以下の水準となりました。

そこで、以下では、本年及び近年の大型法的倒産手続について、その特徴や、概要を述べたいと思います。昨年ご報告した件も一部含まれていますが、その後の展開を含めてお伝えします。

### 【4. 近年の大型企業の法的倒産】

近年の大型の法的倒産事件において特徴的なことは、①倒産手続のさらなる国際化と、②債権者の積極的な権利行使、という 2 点を挙げるができます。

業界としては、資源・航空・海運関係など、為替や世界的な景気変動の影響を受けやすい事業が目立っています。ただ、下記に示しますように、直近 1 年間にかけましては、オーナー商法を用いた経営で倒産する企業が相次ぎ、社会的に問題視されております。以下、具体的な事例について、概要をお伝えします。

#### (1) ジャパンライフ (破産)

ジャパンライフは、家庭用磁気商品への投資を募る預託商法を展開していた会社で「購入した磁気治療器を別の顧客にレンタルするオーナーになれば、年 6%ほどの収入を得られる」とうたう「レンタルオーナー契約」という預託商法を展開し、その後、購入した商品を周囲に宣伝したという理由で顧客が年 6%の「活動費」を受け取れる「誘引販売契約」も展開しておりました。消費者庁は特定商取引法違反などとして、17 年 12 月までの 1 年間に計 4 回の一部業務停止命令を出しておりました。相次ぐ、一部業務停止命令はジャパンライフの信用は大きく失墜し、同庁の命令に応じて会計監査を受けた結果、17 年 3 月末時点で 338 億円の債務超過と判明いたしました。その後、17 年 12 月中旬には本社不動産を売却し、その後、社長も辞任し、12 月 26 日、銀行取引停止処分を受けて事実上倒産いたしました。

しかし、すぐに自己破産することもなく、ジャパンライフは今年に入り、各地で顧客向けの説明会を開催し、同社幹部らは「倒産していない。事業を継続する」などと述べ、高齢者を中心とした顧客を「安心」させるような説明を繰り返したものの、いち早く被害回復に動いていたジャパンライフ中部被害対策弁護団が代表らを刑事告訴いたしました。その後、全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会が立ち上がり、2018 年 2 月 9 日、同連絡会に被害相談していた債権者 22 名が東京地裁に破産を申し立て、2018 年 3 月 1 日に東京地方裁判所で

破産手続き決定がされました。一方、消費者庁が指示した公認会計士による監査後の負債総額は 2405 億円にのぼり、多額の債務超過だったことが明らかとなりました。

ジャパンライフは、磁気治療器の販売代金を売上高に計上する一方で、預託された資金を負債に計上せず、レンタル料として顧客へ払った分のみを売上原価にあげていたことから、ジャパンライフが顧客に返済する必要がある「お金」が見えなくなり、2000 億円近い顧客から集めた資金の行方がつかめなくなるという事態になりました。

このことは、企業が長期契約や前払い、預け金など多額の資金を消費者から預かる場合、決算での計上方法や監査体制、情報公開の仕組みなど消費者保護の強化について制度拡充の必要性を浮き彫りにさせました。

一般的に本件のような債権者からの破産は、申し立てられる側の企業の協力が得られないことが多いなかで、財務内容や支払不能など破産原因を債権者が証明する必要があり、また、負債額に比例する「予納金」を債権者が立て替えなければならないことから非常に難しいといわれております。特に本件のような 2405 億円の負債を抱えるジャパンライフの破産手続きにおける予納金は数千万円に達する可能性がありました。今回、東京地裁と被害連絡会が調整した結果、予納金は「1000 万円」となり、さらに全国各地の弁護士の協力で消費者問題などに用いられる資金を借りたことで債権者の負担をなくし、迅速に破産開始決定がなされ、東京地裁がジャパンライフに保全管理命令を出したことで、管財人による全容解明が可能となりました。

今後は、破産事由の証明や予納金の問題など、一般消費者が債権者となり破産を申し立てることのハードルが高い点につき、議論の的となると思われます。

また、債権者集会では、本来財団債権になるはずの労働債権につきましても性質上その扱いについて問題提起がなされ、管財業務でも多くの問題が浮き彫りになっております。

## (2) ケフィア (破産)

ケフィアは、柿やヨーグルト、ジュースなどの食品を中心とした通信販売「ケフィアカルチャー」を運営しており、会員は公称 220 万人であり、通販事業以外にも、ダイレクトメールで買戻付売買契約を行う「オーナー制度」や、金銭消費貸借契約の「サポーター募集」により資金を集めていました。オーナー制度申込やグループ企業経営指導に伴う入金が増え、2017 年 7 月期には売上高 1004 億 252 万円を計上しました。しかし、2018 年 6 月、オーナー制度利用者への支払い遅延が判明し、2018 年 9 月 3 日に、東京地方裁判所から関連企業 3 社とともに破産手続開始決定を受け、申立時の債権者数は約 3 万 3700 人、負債総額は約 1053 億円に上りました。

その後、グループ会社の破産が相次ぎ、グループ合計 28 社と経営者の親子も破産開始決定を受けました。

ケフィアの被害者には高齢者が多いといわれており、今後は高齢者などを巻き込む商法に歯止めをかける法整備が急務になっております。日本弁護士会は 2018 年 7 月に預託商法の抜本的な法制度の見直しを求める意見書を公表しており、現行法では消費者庁など行政機関がケフィアの営業行為を現在の法律で処分することができなかつた点を変更できるように求めています。この意見書では、上述したようなジャパンライフの大規模消費者被害の発生を受け、規制対象の拡大や許認可・登録制の導入、主務省庁への破産申立権限の付与などの法規制の導入を求めています。

2019 年 2 月には、出資法違反（預り金禁止）の疑いで、警視庁生活経済課による本社の家宅捜索も行われており、刑事事件としても真相解明が行われる予定です。

### (3) 近年のその他の主要な手続

#### **かぼちやの馬車（民事再生→破産）**

「かぼちやの馬車」は、株式会社スマートデイズという企業が展開していた女性専用シェアハウスのブランドネームです。家賃は管理費を含めて 4 万円程度に設定されており、主なメリットとしては敷金・礼金・仲介手数料がかから

ないこと、個室にはベッドや冷蔵庫といった必要設備が用意されていること、インターネットや光熱費は管理費に含まれていることが挙げられます。このように生活に必要な設備が全て整っていることから、トランクひとつで即入居できることをアピールし、地方から上京する女性をターゲットとして展開されていきました。スマートデイズは副収入を得たい会社員などを対象とし、この「かぼちゃの馬車」の不動産の建設から賃貸の管理運営までを請け負うサブリース契約を結んでいました。このサブリース契約とは、会社側が不動産のオーナーから部屋を一括して借り上げ、入居者へ貸し出してその管理・運営を行い、手数料を差し引いたサブリース賃料をオーナーへ支払うシステムのことです。このサブリース契約によって、オーナー側は賃料の一部を会社側へ渡すことと引き換えに管理の手間が省け、空室で家賃収入を得られなくなるリスクを負わずに済むというメリットがあります。スマートデイズによる「かぼちゃの馬車」のサブリース契約は、「頭金なしで投資でき、30年間の家賃収入を保証」を謳い文句としていました。しかし、入居率の低下に伴う業績の悪化で、2018年1月にサブリース賃料の支払いを停止すると、一部のオーナーが損害賠償請求訴訟の準備に入るなど問題が拡大したため、4月9日付で民事再生法の適用を申請し生き残りを目指したものの、裁判所の判断により当該申立が棄却され5月15日付で破産開始決定を受けました。民事再生法申請時の負債総額は約60億円です。関連会社でスマートデイズから業務を請け負っていた株式会社ステップライフも同年6月20日に東京地方裁判所から破産手続開始決定を受けました。また、スマートデイズからシェアハウスの建築工事を大量に受注し事業を拡大していた建築工事「ホームスト」が2018年11月27日付で破産を申請し倒産したこと等、スマートデイズに連鎖して倒産が続きました。

この件に関連して、スルガ銀行が多くのオーナーに対して融資を行っていることが明らかになり、銀行側の不動産ローンの審査等についても問題提起がなされております。

近年の主要な法的手続としては、このほかに、タカタ民事再生事件、日本海洋掘削破産事件及びMTGOX（マウント・ゴックス）破産事件などがあります。

た。しかし、これらについては昨年ご報告しましたので、本年は省略します。

## 【5. 私的整理の状況】

以上、裁判所を利用した法的倒産手続について述べてきました。

次に、裁判所を利用しないで債権者間の合意で進められる「私的整理」について、概要を述べます。

日本では、透明性や公平性が確保された「私的整理」の枠組みとして、事業再生 ADR、中小企業再生支援協議会などの枠組みが存在しています。日本では、法的整理をとるべき切迫した事情がないかぎり、まずはこれらの私的整理手続を用いて再建を模索する手法が定着しつつあります。

ここ数年の推移をみると、**事業再生 ADR** の申立件数（カッコ内は社数）は、2015 年度は 3 件（8 社）、2016 年度は 2 件（6 社）、2017 年度は 5 件（14 社）、2018 年度は 8 件（22 社）、2019 年度は現在（7 月 31 日時点）までに 3 件（4 社）です。事業再生 ADR は、昨年度、つまり 2018 年度（4-3 月）の事業再生 ADR の利用申請は 8 件（22 社）で、件数・社数ともに 2 年連続で前年を上回りました。リーマンショック後の 2009 年度には 17 件（108 社）、2012 年度には 12 件（28 社）の申立てがあったことに比較すると、顕著な増加には至っていませんが、今後増加することが予想されています。

事業再生 ADR は、金融債権を返済停止や元本カットの対象とするため、民事再生などの法的整理に比べて事業価値の毀損が少ないとされます。また、第三者機関である JATP が関与することから、「純粋な私的整理」よりも公平性が担保されるなどの利点があります。

最近、利用申請した企業の担当者は「一般債権者が保護され、通常のビジネスに影響を与えない。上場維持についても（法的整理に比べ）柔軟に対応できる」と事業再生 ADR を選択した理由を明かしております。

**中小企業再生支援協議会**における再生計画策定支援の完了件数は、2011 年度は 255 件でしたが、2013 年 3 月に金融円滑化のための特別措置法が効力を失う前後から、増加に転じ、2012 年度は 1511 件、2013 年度は 2537 件、2014

年度は 2484 件に達しています。しかし、その後、2015 年度は 1319 件、2016 年度は 1047 件、2017 年度は 1042 件、2018 年度は 1013 件と、再び減少傾向に転じています。新規支援開始件数は、2014 年度は 2544 件でしたが、2015 年度は 1388 件、2016 年度は 1118 件、2017 年度は 1107 件と、2018 年度は 1161 件と、2018 年度に関しましては一時的には増加しましたが、総じてやはり減少傾向にあります。中小企業再生支援協議会における再建手法としては、債権カットのような抜本的対策を行わない、リスケジュール案件が多数を占めています。

また、近年は、私的整理の更なる前段階として、債権のカットを行うことなく、金融債権者のリスケジュールングを行いつつ、第三者のスポンサーによる資本性の資金の注入や優良子会社の売却等で資本の回復を図るアーリーリストラクチャリングという手法が上場会社を中心に増えてきております。近年だと東芝やシャープ、東洋エンジニアリング等の事案がこれに該当すると考えられます。

近年の事業再生 ADR を始めとする主な私的整理の事案は次のとおりです。

#### (1) 曙ブレーキ (事業再生 ADR)

曙ブレーキは 2019 年 1 月 29 日、北米事業不振などの影響による経営悪化を受け、事業再生 ADR 手続を申請し、金融機関の支援を求めると発表しました。7 月 18 日には、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズが組成するファンドを引受先とする第三者割当増資により、総額 200 億円の資金調達を行うことを発表しました。一方、懸案となっている金融債務は「取引金融機関に相当規模の債務免除による金融支援を含む事業再生計画案への同意を要請する予定」と正式に発表しました。

同社は今後、最終決議となる 9 月 18 日に債権者会議を行い、取引金融機関の全行合意を取り付けるため協議を進めていく予定です。

#### (2) 文教堂グループホールディングス (事業再生 ADR)



ジャスダック上場の書店大手「文教堂グループホールディングス」は、6月28日付で事業再生実務家協会に事業再生 ADR 手続の利用を申請したと発表しました。

1949年に設立の同社は、書店・雑誌小売を中心に書店チェーンの「文教堂」を展開しているものの、ネット通販やデジタルコンテンツの普及により、主力となる書籍・雑誌の販売不振が続いています。また、不採算店舗の閉鎖費用や改装費用などの経費負担もあり、2018年8月期には約2億3000万円の債務超過に陥るなど経営環境が悪化しています。

そのため、同社は2019年8月31日までに債務超過の解消が必要となる上場廃止の猶予期間入り銘柄に指定されており、債務超過の解消には財務体質の抜本的な改善が必要と判断し、事業再生 ADR 手続による再建を決定したようです。

事業再生 ADR 手続は、取引金融機関を対象として進められる再建手続ですが、2019年7月10日の債権者集会では、取引金融機関のすべてが借入金元本返済の一時停止などに同意したと発表され、2019年9月27日の債権者集会で計画案の決議を目指している状況です。

### (3) 田淵電気（事業再生 ADR）

東証1部上場の電子機器メーカー、田淵電機は住宅用と連系出力10kW以上50kW未満の事業用低圧案件の市場で高いシェアを持っていましたが、事業用低圧市場の停滞と海外勢のシェア拡大により販売が落ち込み、急速に売り上げが落ち込んだことでおりました。そして2018年6月25日、事業再生実務家協会に対し事業再生 ADR 手続を申請し同日、受理されました。その後、再生計画を策定するためスポンサー候補との交渉を進め、9月25日開催の取締役会の決議を経て、ダイヤモンド電機に対して第三者割当を実施することにより増資するという方向で、ダイヤモンド電機とスポンサー支援に関する合意書を締結しました。その上で、債権者集会において、全取引金融機関から、金融機関の債権放棄を盛り込んだ事業再生計画に同意を得られたことで、事業再生 ADR が成立しました。

### (4) 千代田化工建設（アーリーリストラクチャリング）

経営再建を目指していたプラント大手の千代田化工建設は、海外事業の見積りコストの大幅修正により、5月7日、2019年3月期連結決算の業績予想を下方修正し、当期純損益の赤字幅が従来の1050億円から2150億円に拡大すると発表し、2019年3月期連結決算で債務超過に陥ることを発表しました。再建のためのスポンサーは大株主の三菱商事に決まり、三菱商事に対して700億円の優先株割当を7月1日までにを行うほか、同社子会社の三菱商事フィナンシャルサービスが900億円、三菱UFJ銀行が200億円を融資し、合計1,800億円を支援することにより、再建に向かう予定です。

## 【6. 立法の動き】

最後に、直近の立法の動きについて、1点、ご報告します。

倒産手続きの電子化の検討が進んでおります。企業が倒産の手続きに入る際、現行のルールでは、申立書の提出や債権の届け出といった手続きすべてを紙の文書でやりとりをおこなっておりますが、2020年にも、破産管財人などがインターネットを通じ、国内外にいる債権者の債権の届け出を受け付けられるようにする予定となりました。ネットを活用して倒産手続きのスピードと効率を上げ、債権者の保護と企業の早期再建につなげることが狙いです。倒産手続きのIT化は欧米や中国、シンガポールといったアジアでも浸透しており、日本は出遅れているため、各国の手続き方法を参考にし、IT化を整備していくことが求められております。

まず試行段階として、世界各地に拠点を持つような大企業の倒産案件が対象となる見通しです。裁判所が認めれば、ネットで管財人が債権の届け出を受け付けるようにし、メールや専用サイトで集約する手法などを検討します。そして、海外の債権者からの届け出も受け付けられる仕組みを整える予定です。

続いて中堅・中小企業を含むすべての企業に対象を広げます。民間のリーガルテック企業と連携し、共通のオンライン債権届け出システムを整備する案も浮上しております。

IT化の利点は企業、債権者の双方にとって便利になり、コストも節減でき

ることです。10年に会社更生法の適用を申請した消費者金融大手の武富士の債権者は約91万人を数え、通知書など郵送料だけで6億円がかかり、費用は企業の資産から差し引くため、債権者への弁済総額が減ってしまいましたが、このようなコストもIT化によって減らすことができる予定です。

#### **【7. 結語】**

冒頭に申し上げたように、日本経済は活況を呈していますが、またいつ、その反動としての倒産事件の活況が生ずるとも限りません。本シンポジウムが、これに備えた大きな学びと交流の場となることを期待して、ご報告を終えます。